

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

平成19年3月29日

条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第200条第2項及び第6項並びに第202条の規定に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第2条 監査委員に関する事務を処理するため、監査委員に事務局を置く。

2 事務局職員の定数は、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第4号）の定めるところによる。

(監査の執行)

第3条 監査委員は、法令に定められた監査、検査又は審査を行おうとするときは、対象となる者にその都度期日を通知する。ただし、必要があると認められるときは、この限りでない。

(公表の方法)

第4条 監査委員が行う公表は、兵庫県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第1号）に定める公表の例による。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。